

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：市川三郷町簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	平成17年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input type="checkbox"/> 非適用 <input checked="" type="checkbox"/>
団体名	市川三郷町	職員数 (H19. 4. 1現在)	2
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	90円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1,726 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.37 (H18)
資金不足比率 (%)	資金不足額なし	実質公債費比率 (%)	18.3 (H19)
		経常収支比率 (%)	84.1 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日平成17年10月1日 合併前市町村 三珠町 市川大門町 六郷町] 3町合併に伴い簡易水道事業を統合し、職員の減、検査薬・消毒薬等の一括購入、施設運転や維持管理業務委託の一括発注を行い経費の削減を図ってきた。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	市川三郷町簡易水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	市川三郷町長
既存計画との関係	市川三郷町集中改革プラン
公表の方法等	市川三郷町議会全員協議会及び市川三郷町ホームページを通し公表とする。
基 本 方 針	支出を抑制して、できるだけ一般会計から繰入をしないで事業運営を行う

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		45	12	57
	補償金免除額		10	3	13
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営 企業 債	簡易水道事業	87,218	44,925	12,033	144,176
合 計 (A)		87,218	44,925	12,033	144,176
一 般 会 計 (再掲) 上 記 の う ち の 一 部					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営 企業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 (再掲) 上 記 の う ち の 一 部					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営 企業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 (再掲) 上 記 の う ち の 一 部					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	本町の簡易水道事業は、第一簡易水道・第二簡易水道・下芦川簡易水道（旧三珠町）、山保簡易水道・八之尻入簡易水道（旧市川大門町）、中央簡易水道・網倉五八簡易水道・岩下簡易水道の8水道事業を取りまとめたものである。水道規模は小さいが、それぞれ独自の水源と浄水・配水施設を持っている。そのため、原水の確保から給水までの費用は、収益に比較して膨大である。また、山間部が多いため地下水の確保が難しく、表流水を利用しているところもあり、ろ過施設等の費用も多くかかる。
経営課題	課 題 安全な水を安定して供給するために水道料金の適正化 安全な水を安定して供給するための膨大な設備投資に比べ、過疎地域の供給収益は極めて低い。平成18年度の平均給水原価は151円です。現状の供給単価は70円から105円である。合併後5年を目途に料金改定して統一したい。また、順次改定しながら給水原価に見合った金額として行きたい。
	課 題 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 維持管理については、専門的なことが多く、企業間の競争原理を採入れることが困難であるが、水質検査、検針などは民間に委託する。
	課 題 資産の有効活用 本町の簡易水道は、水道原水に表流水を利用しており、ほ乳動物の糞便によるクリプトスポリウム汚染の危険にさらされているものの、設備・施設の整備が十分でないため、今後、浄水処理施設の整備が必要である。
	課 題
	課 題
	課 題
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業 ）

（ 1 ）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	142	137	134	134	142	142	142	154	154	154	
	(1) 営 業 収 益 (B)	107	104	103	102	99	99	99	111	111	111	
	ア 料 金 収 入	101	99	101	100	96	96	96	108	108	108	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他	6	5	2	2	3	3	3	3	3	3	
	(2) 営 業 外 収 益	35	33	31	32	43	43	43	43	43	43	
	ア 他 会 計 繰 入 金	35	33	31	32	43	43	43	43	43	43	
	イ そ の 他											
	2 総 費 用 (D)	138	121	132	131	117	142	142	154	154	154	
	(1) 営 業 費 用	68	75	78	83	66	65	65	65	65	65	
	ア 職 員 給 与 費	21	28	16	21	15	14	14	14	14	14	
	ウ ち 退 職 手 当											
イ そ の 他	47	47	62	62	51	51	51	51	51	51		
(2) 営 業 外 費 用	70	46	54	48	51	77	77	89	89	89		
ア 支 払 利 息	46	46	46	47	49	48	51	57	65	65		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他	24	0	8	1	2	29	26	32	24	24		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	4	16	2	3	25	0	0	0	0	0		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	233	209	240	291	121	141	171	317	297	211	
	(1) 地 方 債	101	86	136	198	65	69	94	183	164	134	
	(2) 他 会 計 補 助 金	38	48	27	9	31	54	56	95	97	53	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	47	30	40	29	18	11	14	32	29	17	
	(6) 工 事 負 担 金				13							
	(7) そ の 他	47	45	37	42	7	7	7	7	7	7	
	2 資 本 的 支 出 (G)	233	210	254	302	145	141	171	317	297	220	
	(1) 建 設 改 良 費	202	172	213	259	98	81	75	261	234	149	
	ウ ち 職 員 給 与 費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	31	38	41	43	47	60	96	56	63	71	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	1	14	11	24	0	0	0	0	9		

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	4	15	12	8	1	0	0	0	0	9
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	9	13	28	16	8	9	9	9	9	9
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	13	28	16	8	9	9	9	9	9	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	8	8	0	1					
実 質 収 支 黒 字 (P)	13	20	8	8	8	9	9	9	9	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	84.0	86.2	77.5	77.0	86.6	70.3	59.7	73.3	71.0	68.4
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	107	104	103	102	99	99	99	111	111	111
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	1,460	1,438	1,451	1,708	1,726	1,735	1,733	1,860	1,961	2,024
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	1,460	1,438	1,451	1,708	1,726	1,735	1,733	1,860	1,961	2,024
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	35	33	31	32	43	43	43	43	43	43
うち基準内繰入金	22	23	22	24	25	24	25	28	32	36
うち基準外繰入金	13	10	9	8	18	19	18	15	11	7
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	13	10	9	8	18	19	18	15	11	7
資 本 的 収 支 分	38	48	27	9	31	54	56	95	97	53
うち基準内繰入金	24	17	16	9	23	24	26	28	32	36
うち基準外繰入金	14	31	11	0	8	30	30	67	65	17
うち赤字補てん的なもの	14	31	11	0	8	30	30	67	65	17

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	78.4	70.6	75.3	58.1	59.7	59.9	60.2	60.4	60.5	60.7	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	84.0	86.2	77.5	77.0	86.6	70.3	59.7	73.3	71.0	68.4	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	24.6	24.1	23.1	23.9	30.3	30.3	30.3	27.9	27.9	27.9
	うち基準内繰入金	(%)	15.5	16.8	16.4	17.9	17.6	16.9	17.6	18.2	20.8	23.4
	うち基準外繰入金	(%)	9.2	7.3	6.7	6.0	12.7	13.4	12.7	9.7	7.1	4.5
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てんのもの	(%)	9.2	7.3	6.7	6.0	12.7	13.4	12.7	9.7	7.1	4.5
	資本的収入分	(%)	16.3	23.0	11.3	3.1	25.6	38.3	32.7	30.0	32.7	25.1
	うち基準内繰入金	(%)	10.3	8.1	6.7	3.1	19.0	17.0	15.2	8.8	10.8	17.1
	うち基準外繰入金	(%)	6.0	14.8	4.6	0.0	6.6	21.3	17.5	21.1	21.9	8.1
うち赤字補てんのもの	(%)	6.0	14.8	4.6	0.0	6.6	21.3	17.5	21.1	21.9	8.1	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成21年度を目途に使用料金改定を行い、上水道と簡易水道の使用料金を統一し収入増を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	料金改定により、繰入の減少を図る。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成22年度以降、浄水場等の整備を行う。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>市川三郷町集中改革プランを平成18年度に策定し、その年度末に公表いたしました。その中で、定員適正化の数値目標を設定しており、この数値に沿って取組を行っている。</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況 市川三郷町集中改革プランで、平成18年度から平成21年度までの間に24人(6.82%)の職員の削減に取り組んでいます。平成22年度・平成23年度についても平成21年度の数値を維持する様に取り組んでいきます。</p> <p>給与のあり方 基本的には、人事院勧告を踏まえ、国に準じた改善内容とする。特殊勤務手当についても減額・廃止等に向け検討する。</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 人事院勧告を踏まえ、国に準じた給与構造の見直し(給料表の改正等)を実施している。一般職については、8級から6級制への給料表の移行をおこなった。また、地域手当は支給していない。現在支給されている特殊勤務手当についても廃止や改善に向けて、早急に見直しをしていきたい。</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 技能労務職員の給料表は、単純労務職給料表(ア)及び(イ)の2表があり、双方とも3級制を採用している。給料表(イ)は、介護老健施設の職員で介護福祉士に適用し、介護福祉士以外の技能労務職員(例えば調理員、用務員等)は、給料表(ア)を適用している。今後、介護福祉士については、福祉職給料表の適用の移行を検討予定です。</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方 平成18年4月1日以前は、勤続20年以上又は50歳以上で勤続10年以上の職員で、勤奨退職の適用される職員については、退職時特別昇給できる制度を適用していましたが、平成18年4月1日以降は、退職時特別昇給制度を廃止し、退職時に特別な支給は、していません。</p> <p>福利厚生事業のあり方 当町には職員で組織する職員互助会あり、この会に毎年公費から福利厚生推進目的で補助金として支出されていた。公費の支出の適正化を協議する中で、互助会の補助金については段階的に削減することとなった。平成18年度には平成17年度補助金額の半額とし、平成19年度から職員互助会には補助金を支出しないこととした。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	<p>物件費の削減は行政改革プランの中で削減する。指定管理者制度の活用等は水道事業については、考えていない。</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 布設替工事や漏水工事を直営で行うことにより経費の縮減に努めています。 課題2</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 検針、水質検査等、委託できるものは民間へ委託する。 課題2</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	平成21年度を目途に使用料金の改定を行い、上水道と簡易水道の使用料金を同額にし、収入増を見込む。 課題1
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開	市川三郷町議会全員協議会及び市川三郷町ホームページを通して公表する。
行政評価の導入	平成19年度に行政評価システムを構築するため、職員研修を行いマニュアルシートを作成します。
5 その他	国の施策による水道事業の統一を図るため、平成21年度までに計画を策定し、平成28年度までに上水道と経営統合をする。課題1

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	集中改革プラン策定による定員管理において定年退職、新規採用とのバランスの中で適正化をすすめる。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成21年度を目標に使用料金の改定を行い、上水道と簡易水道の使用料金を同額にし収入増を見込む。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	広瀬ダムの畑かん余剰水を水道水として使用する。山梨市・甲州市・笛吹市・中央市・市川三郷町で協定が締結され、市川三郷町においても、三珠地区が対象で約6億円の事業で平成26年度供用開始を目標に計画している。また山保簡易水道においても、山保簡易水道計画があり、企業債が上がる理由です。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
1	料金改定率										12%		
	改善額(料金の適正化) 1										12	12	12
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他(職員削減)												
	改善額					7	7						
	職員給与費(退職手当)												
	職員数 (人)	3	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2
	増減数 (人)		1			2	1						
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1,460	1,438	1,451	1,708	1,726		1,735	1,733	1,860	1,961	2,024	
	増減	124	22	13	257	18		9	2	127	101	63	
	計画前5年間改善額 合計						7						改善額 合計 36
	(参考) 補償金免除額												13

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	8.8	8.8	8.7	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4
年間総有収水量 (千m ³)	1,120	1,094	1,089	1,088	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	1,078
公称施設能力 (m ³ /日)	6700	6762	6762	6762	6762	6762	6762	6762	6,762	6762
1日最大配水量 (m ³ /日)	4,649	4,272	4,267	4,076	3,765	3,765	3,765	3,765	3,765	3,819
最大稼働率 (%)	69.3	63.2	63.1	60.3	55.7	55.7	55.7	55.7	55.7	55.7
供給単価 (円/m ³)	89.9	90	92.6	91.4	90.2	90.6	91	91.3	91.5	91.8
給水原価 (円/m ³)	114.7	127.5	123	157.4	151.2	151.2	151.2	151.2	151.2	151.2

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

国の施策により、水道事業を統合推進の措置を図っている。平成23年度までに計画策定し、平成28年度までに経営統合する。